

平成27年度東京都税制調査会

第3回 小委員会

〔地方財政調整制度に関する資料〕

平成27年7月30日

目次

資料名	資料番号	頁
地方財政調整制度		
地方交付税制度の概要	1	1
地方交付税等総額（当初）の推移	2	2
国と地方の税財源配分	3	3
地方財政の果たす役割	4	4
地方財政の財源不足の状況	5	5
地方財政の借入金残高の状況	6	6
地方法人特別税の概要	7	7
地方法人税の概要	8	8
不合理な偏在是正措置の都への影響	9	9
一般財源の人口一人当たり額の状況（平成25年度決算）	10	10
基準財政需要額算定における問題点	11	11
法人事業税の分割基準改正経緯	12	12
地方法人課税の分割基準の問題点	13	13
地方消費税の概要	14	14
地方消費税の清算基準の問題点	15	15
ふるさと納税制度の概要	16	16
企業版ふるさと納税について	17	17
税財政制度改革に係る地方（全国知事会）の主張の変遷	18	18
東京都における大都市としての財政需要	19	19
まち・ひと・しごと創生の概要	20	20

地方交付税制度の概要

○所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額とされている地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源である。

地方交付税制度の概要

性 格：本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税である。」（固有財源）

（参考 平成17年2月15日 衆・本会議 小泉総理大臣答弁）

地方交付税改革の中で交付税の性格についてはという話ですが、地方交付税は、国税五税の一定割合が地方団体に法律上当然帰属するという意味において、地方の固有財源であると考えます。

総 額：所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の22.3%、地方法人税の全額

種 類：普通交付税＝交付税総額の94%、特別交付税＝交付税総額の6%

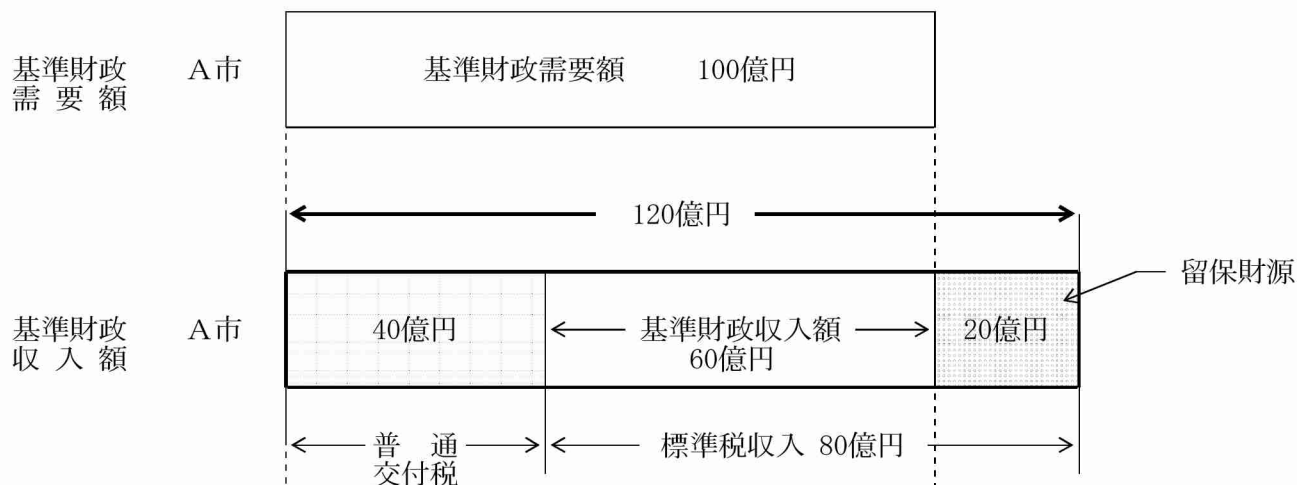
普通交付税の額の決定方法：

各団体ごとの普通交付税額 = (基準財政需要額 - 基準財政収入額) = 財源不足額

基準財政需要額 = 単位費用 (法定) × 測定単位 (国調人口等) × 補正係数 (寒冷補正等)

基準財政収入額 = 標準的税収入見込額 × 基準税率 (75%)

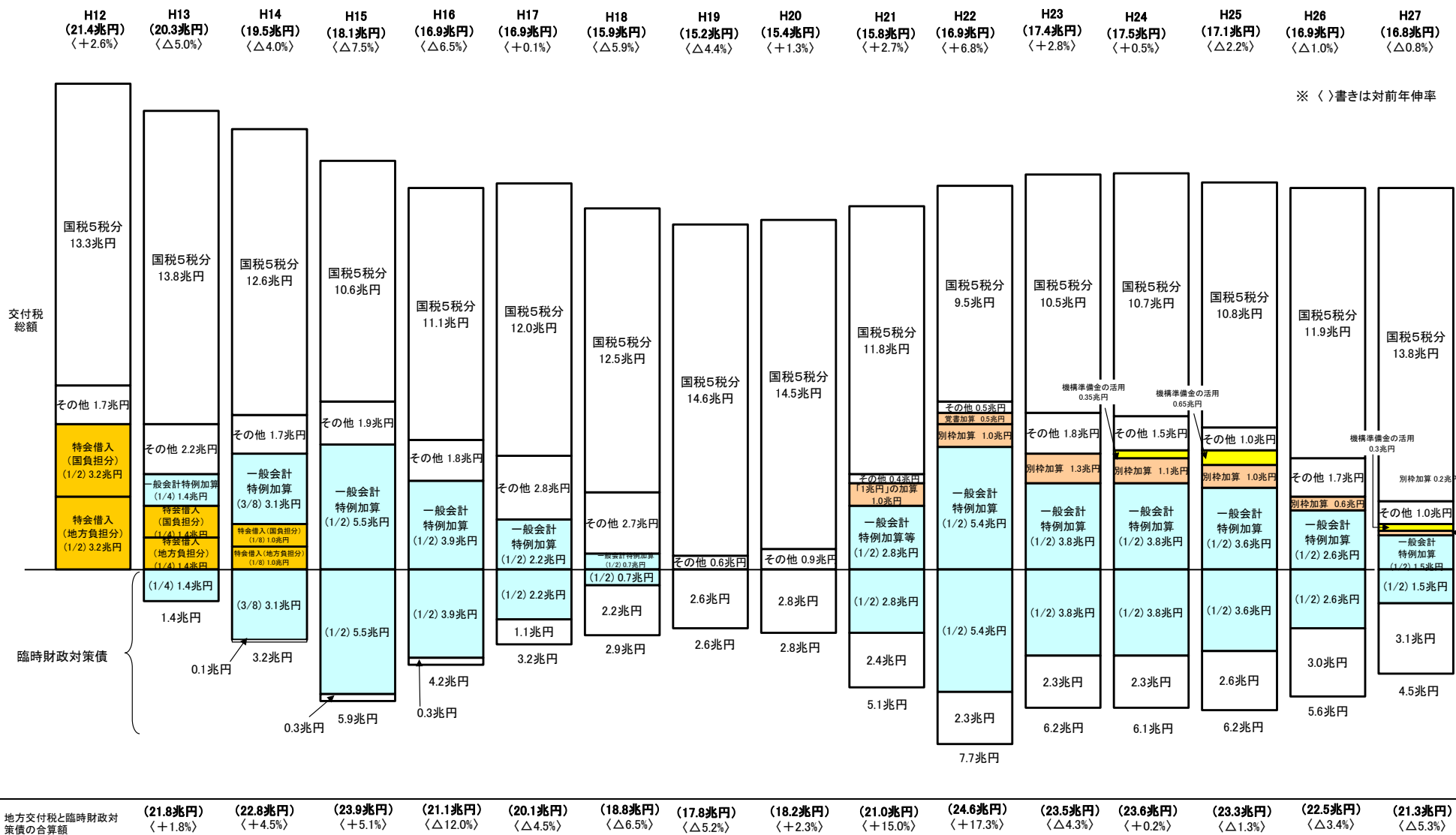
普通交付税の仕組み



注 総務省ホームページ「地方財政関係資料」より抜粋。

地方交付税等総額（当初）の推移

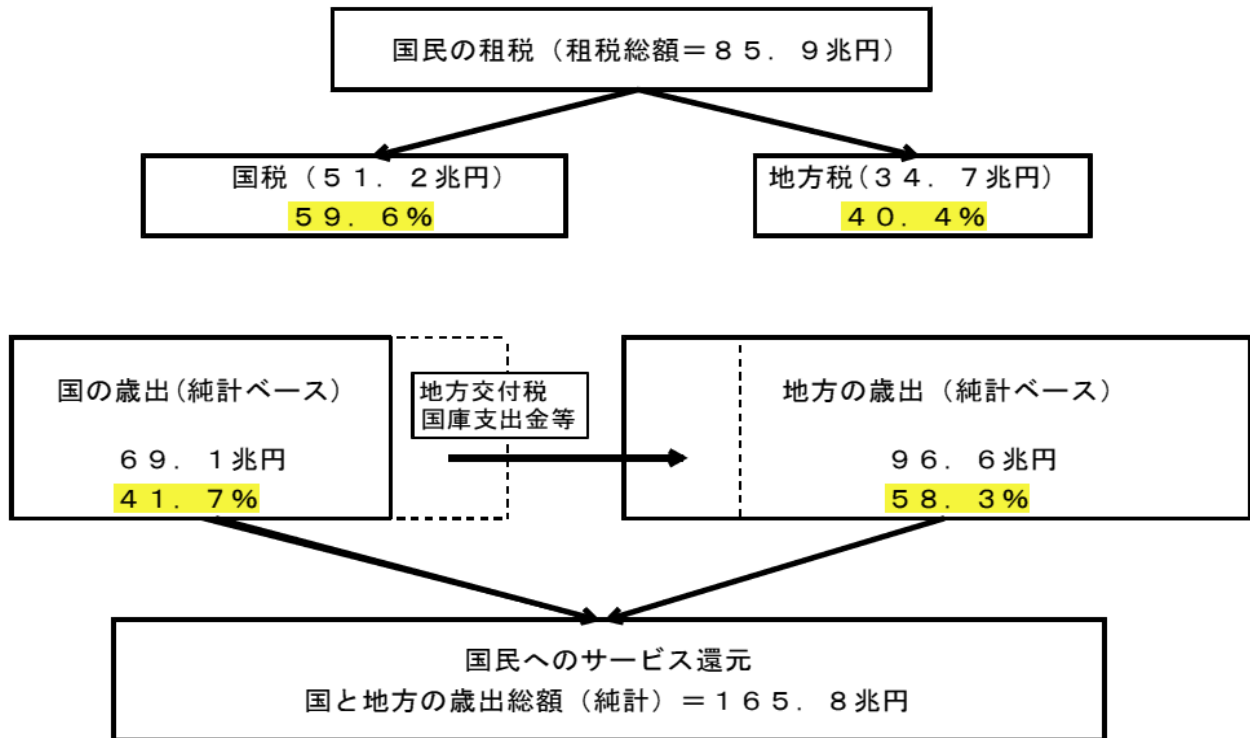
資料 2



注1 総務省ホームページ「地方財政関係資料」により作成。
 2 表示未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。

国と地方の税財源配分

○ 国・地方間の財源配分(平成25年度)



注 総務省ホームページ「地方財政関係資料」より作成。

○ 国・地方の税源配分の推移

年度	租税総額	国税	地方税
平成22年度	78.0兆円	42.3兆円 〔54.2%〕	35.7兆円 〔45.8%〕
平成23年度	79.3兆円	43.6兆円 〔55.0%〕	35.7兆円 〔45.0%〕
平成24年度	81.5兆円	45.4兆円 〔55.7%〕	36.1兆円 〔44.3%〕
平成25年度	84.4兆円	47.5兆円 〔56.3%〕	36.9兆円 〔43.7%〕
平成26年度	89.3兆円	51.5兆円 〔57.6%〕	37.8兆円 〔42.4%〕
平成27年度	96.5兆円	56.0兆円 〔58.1%〕	40.4兆円 〔41.9%〕

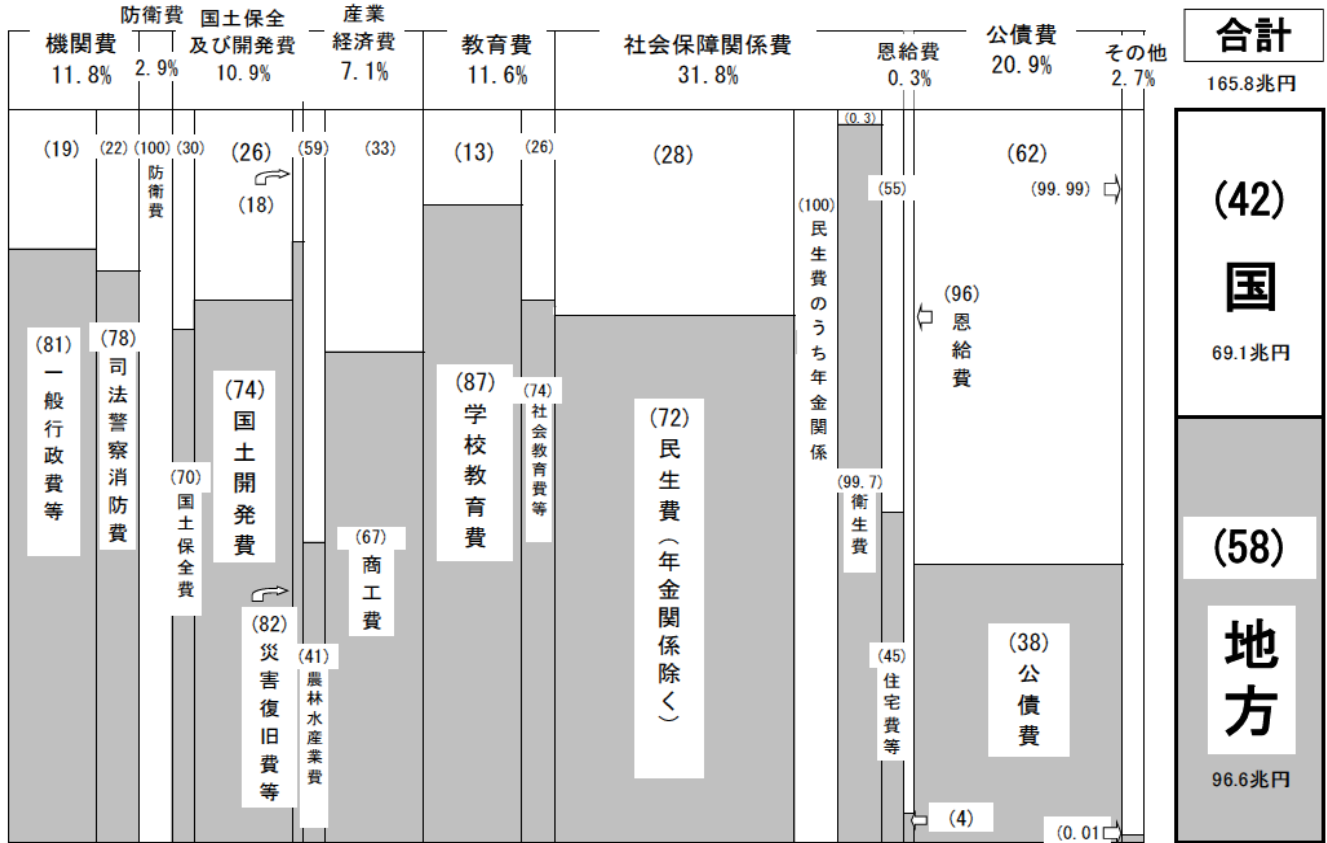
注1 総務省ホームページ「地方財政関係資料」、「地方財政要覧」((一財)地方財務協会)、財務省ホームページ「予算・決算」等により作成。

注2 国税には特別会計計上分及び日本専売公社納付金を含み、平成24年度までは決算額、平成25年度は実績見込額、平成26年度以降は当初予算額である。地方税は、平成24年度までは決算額、平成25年度は実績見込額、平成26年度は地方財政計画額に計画外税収入見込み額を加えた額、平成27年度は地方財政計画額である。

注3 地方税には地方法人特別譲与税を加算し、国税からは地方法人特別税の額を控除している。

地方財政の果たす役割

○ 国と地方の役割分担（平成25年度決算）
 <歳出決算・最終支出ベース>



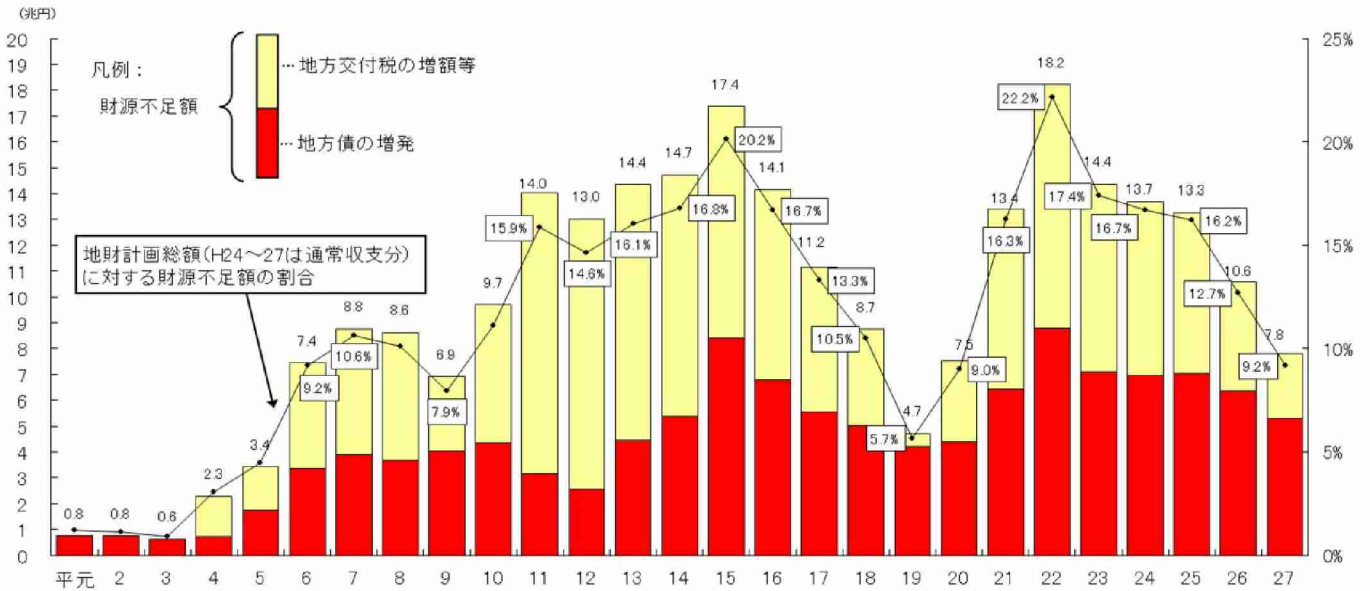
(注) () 内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合
 計数は精査中であり、異動する場合がある。

国と地方との行政事務の分担

分野	公共資本	教育	福祉	その他
国	○高速自動車道 ○国道 ○一級河川	○大学 ○私学助成（大学）	○社会保険 ○医師等免許 ○医薬品許可免許	○防衛 ○外交 ○通貨
地方	都道府県 ○国道（国管理以外） ○都道府県道 ○一級河川（国管理以外） ○二級河川 ○港湾 ○公営住宅 ○市街化区域、調整区域決定	○高等学校・特別支援学校 ○小・中学校教員の給与・人事 ○私学助成（幼～高） ○公立大学（特定の県）	○生活保護（町村の区域） ○児童福祉 ○保健所	○警察 ○職業訓練
	市町村 ○都市計画等（用途地域、都市施設） ○市町村道 ○準用河川 ○港湾 ○公営住宅 ○下水道	○小・中学校 ○幼稚園	○生活保護（市の区域） ○児童福祉 ○国民健康保険 ○介護保険 ○上水道 ○ごみ・し尿処理 ○保健所（特定の市）	○戸籍 ○住民基本台帳 ○消防

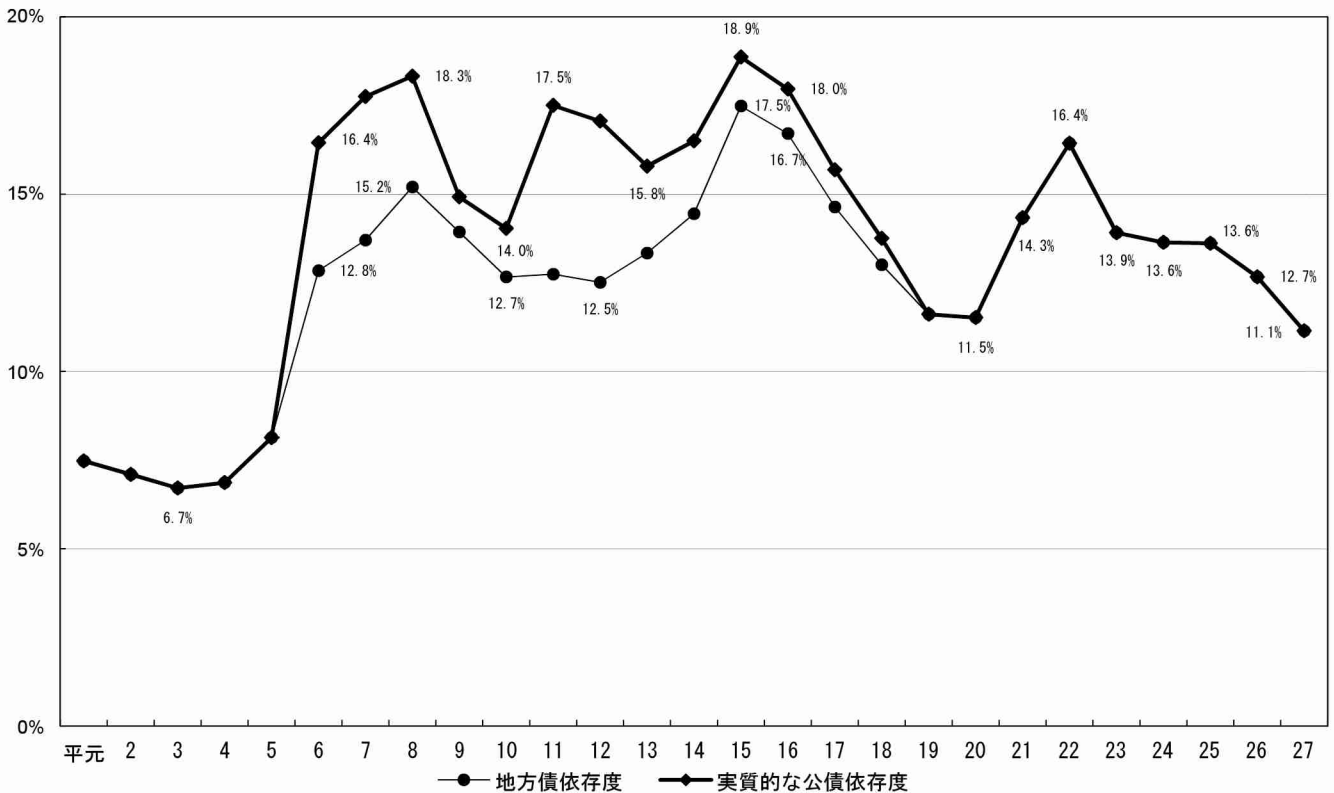
注 総務省ホームページ「地方財政関係資料」より作成。

地方財政の財源不足の状況



(注) 財源不足額及び補填措置は、補正後の額である (平成 27 年度は当初)

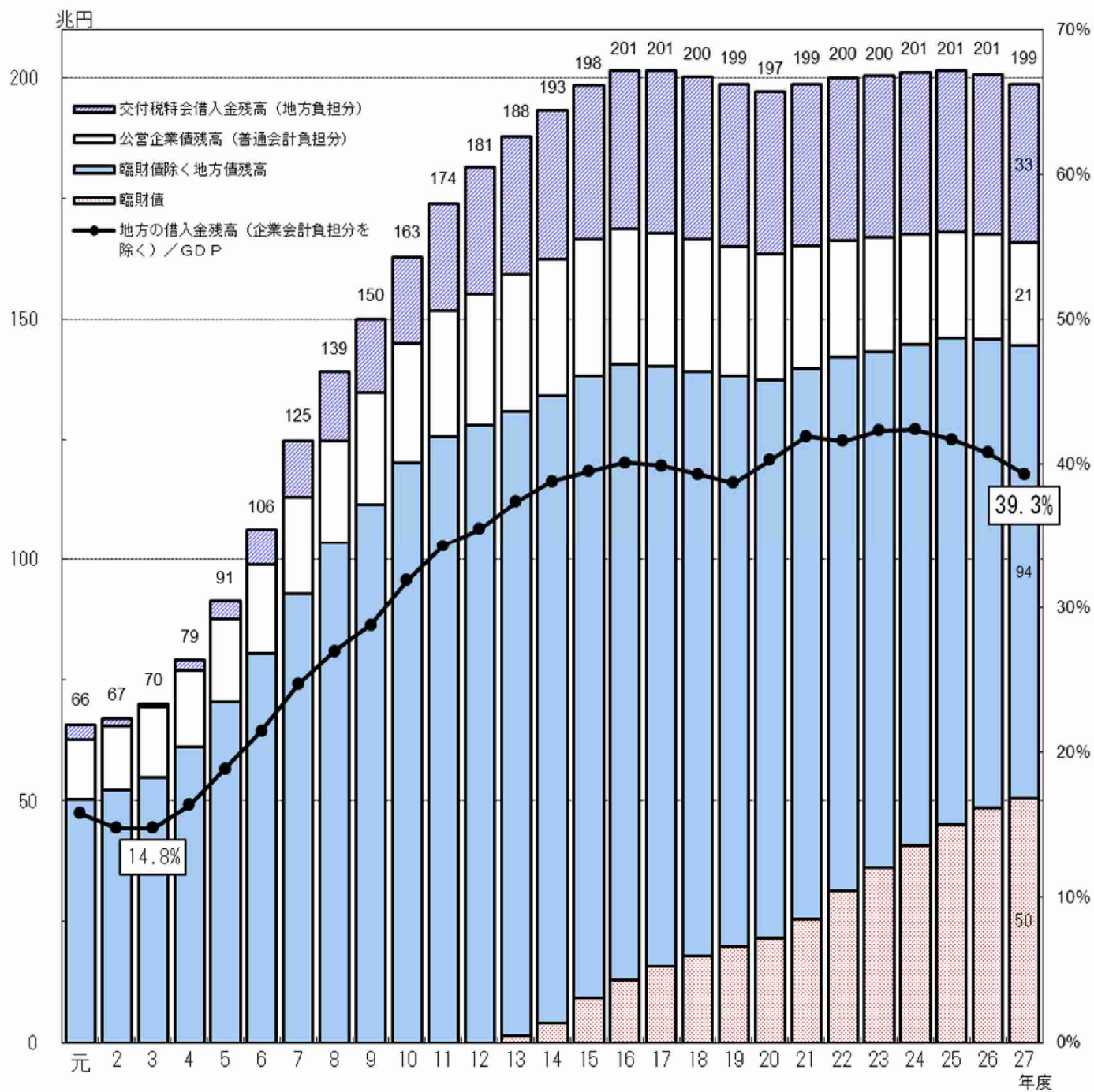
地方債依存度及び実質的な公債依存度の推移



(注) 1 実質的な公債依存度には、交付税特別会計借入金を含む。
 2 平成 24~ 27 年度は、通常収支分である。

注 総務局ホームページ「地方財政関係資料」より抜粋。

地方財政の借入金残高の状況



- 注 1 総務省ホームページ「地方財政関係資料」より抜粋。
- 2 地方の借入金残高は、平成25年度までは決算ベース、平成26年度は実績見込み、平成27年度は年度末見込み。
- 3 GDPは、平成25年度までは実績値、平成26年度は実績見込み、平成27年度は政府見通しによる。
- 4 表示未満は四捨五入をしている。

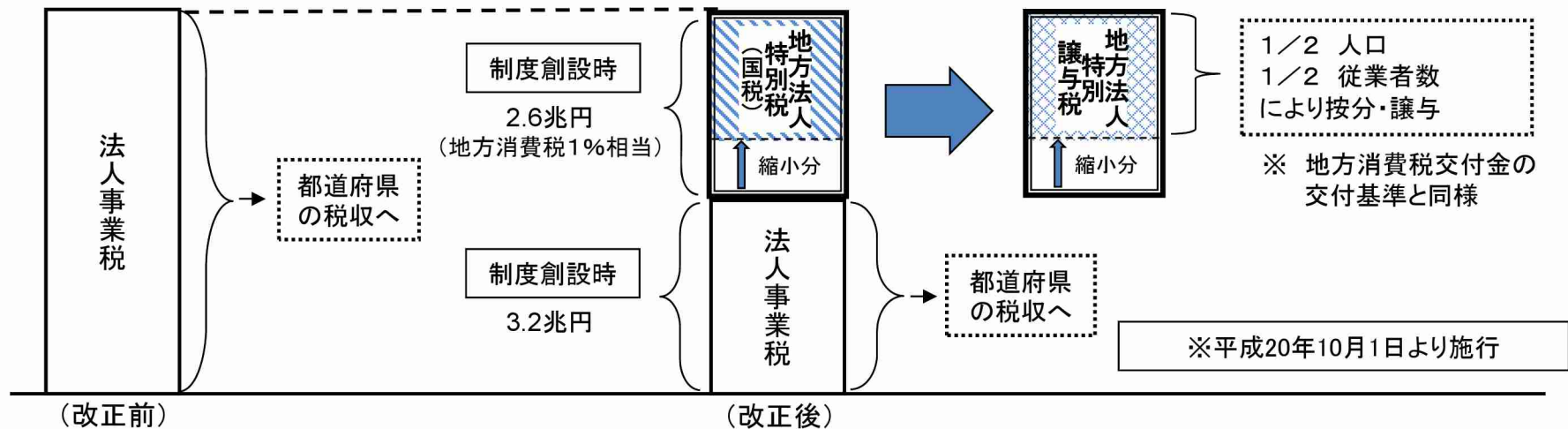
地方法人特別税の概要

地方法人特別税等に関する暫定措置法(抄)

第一条 この法律は、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人の事業税(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。以下同じ。)の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

➡ (平成26年度改正で地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元)

※ 平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用。



(単位: 億円)

税源の偏在是正の観点から、制度創設時において、地方消費税1%分に相当する法人事業税を、地方消費税交付金の交付基準と同じ基準で譲与することとしたもの

	制度創設時の想定	H25実績	H26実績 (見込)	H27地財
地方消費税1%相当額	26,000	26,496	24,830	26,413
地方法人特別税・譲与税の規模	26,000	19,803	23,879	21,234
減収となる団体の影響額	▲3,986	▲2,529	▲3,318	▲3,334
東京都	▲3,197	▲1,906	▲1,859	▲2,172
愛知県	▲414	▲275	▲1,172	▲1,006
大阪府	▲265	▲221	▲122	▲65

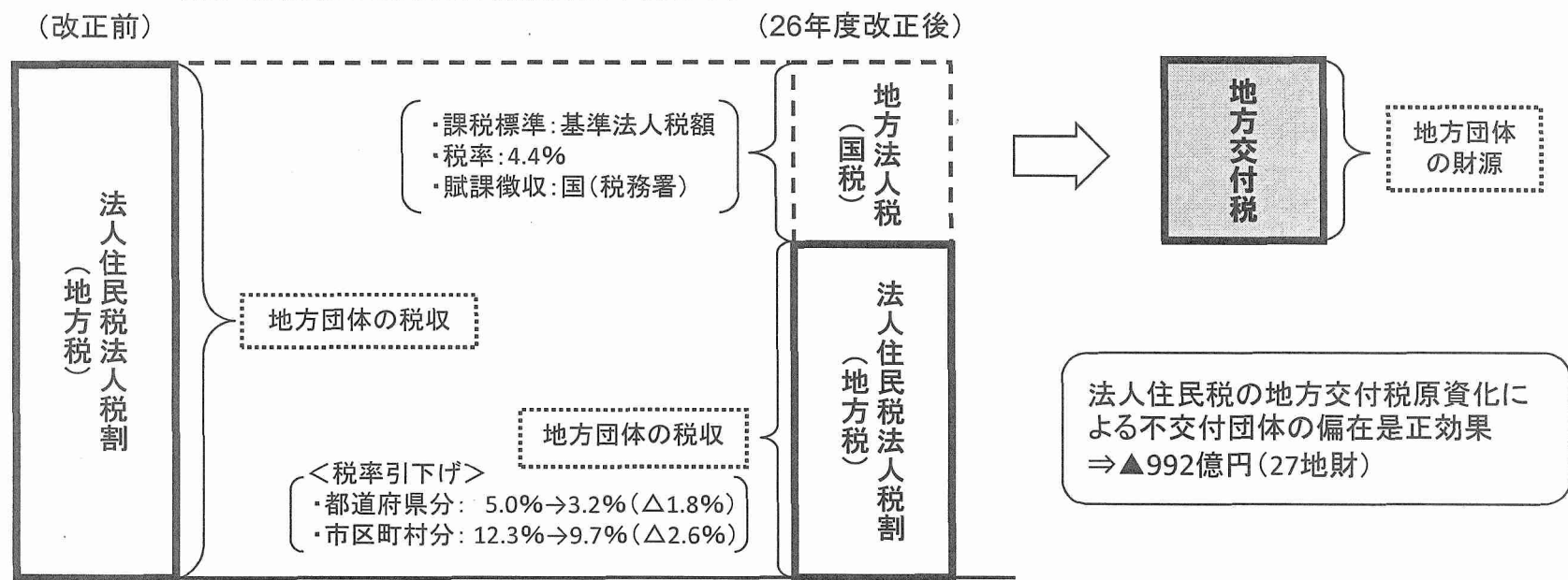
注 総務省「第24回地方法人課税のあり方等に関する検討会」(平成27年5月26日)資料より抜粋。

地方法人税の概要

- 消費税率 8 % 段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率引下げに合せて、地方法人税(国税)を創設し、税込額を地方交付税原資化。
- 地方法人税の納税義務者は法人税と同様であり、法人税額(所得税額控除等の適用前)に対し4.4%の付加税。
※平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用。

(参考) 27年度税込額：地方法人税0.5兆円 法人住民税法人税割2.2兆円 (※27年度税込額は26年度改正の影響が平年度化していない)

<法人住民税の地方交付税原資化の仕組み>

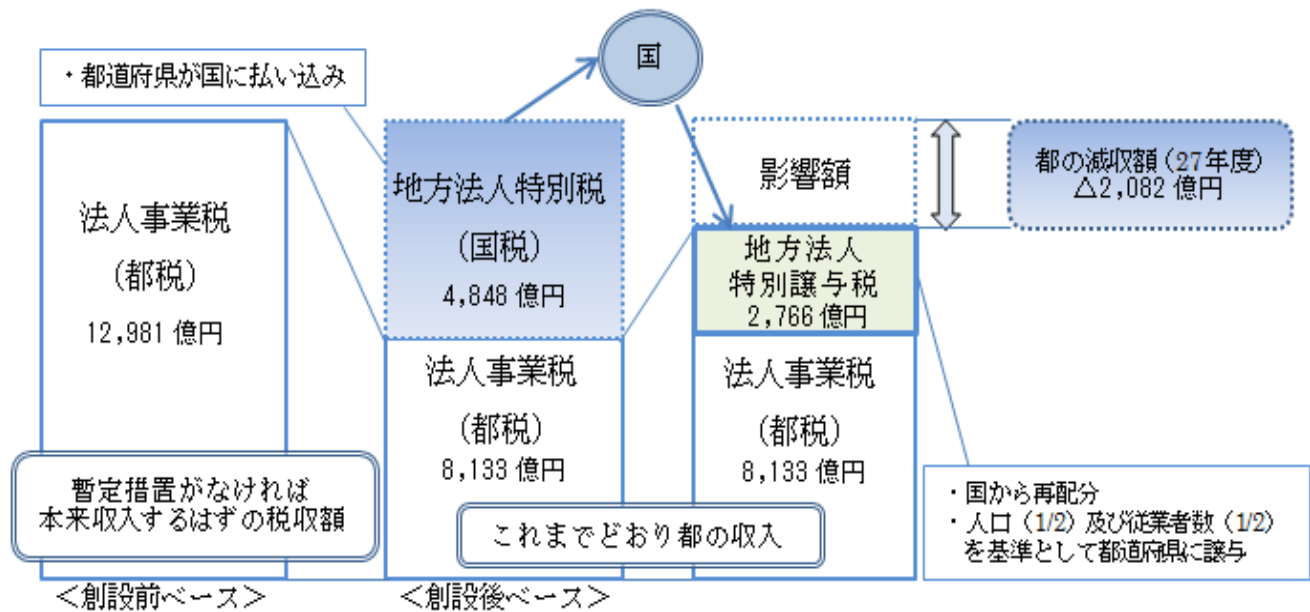


(参考)

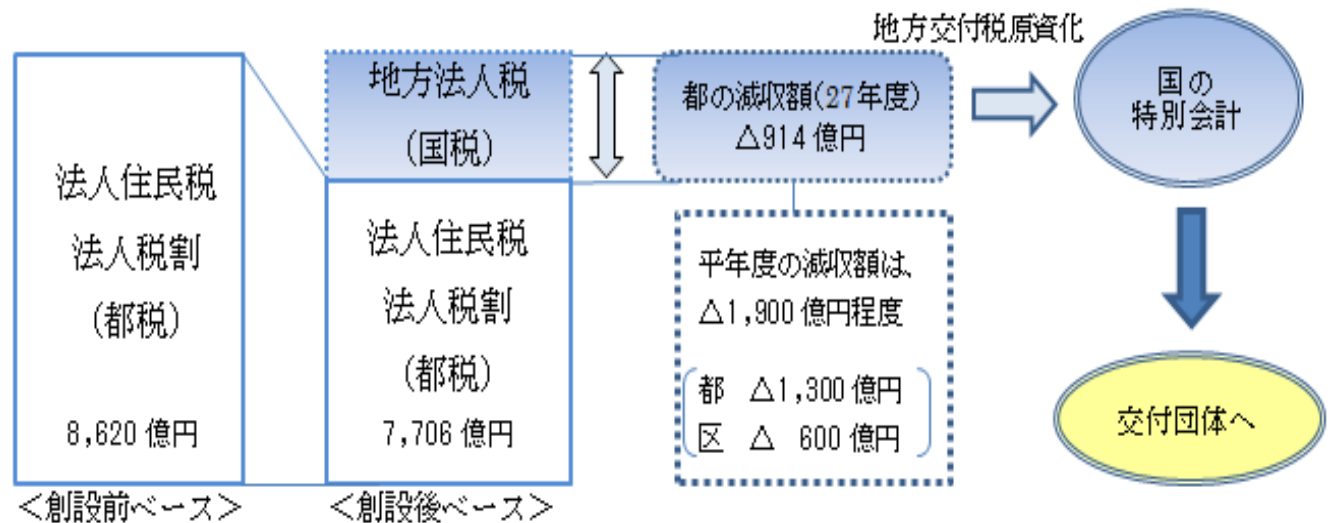
- 平成26年度与党税制改正大綱 平成25年12月12日(抄)
 - ・地方法人課税の偏在是正
消費税率10%段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。
- 平成27年度与党税制改正大綱 平成26年12月30日(抄)
 - ・地方法人課税の偏在是正
平成26年度与党税制改正大綱における消費税率10%段階の地方法人課税の偏在是正については、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得る。

不合理な偏在是正措置の都への影響

○法人事業税の暫定措置の仕組み



○地方法人税の仕組み



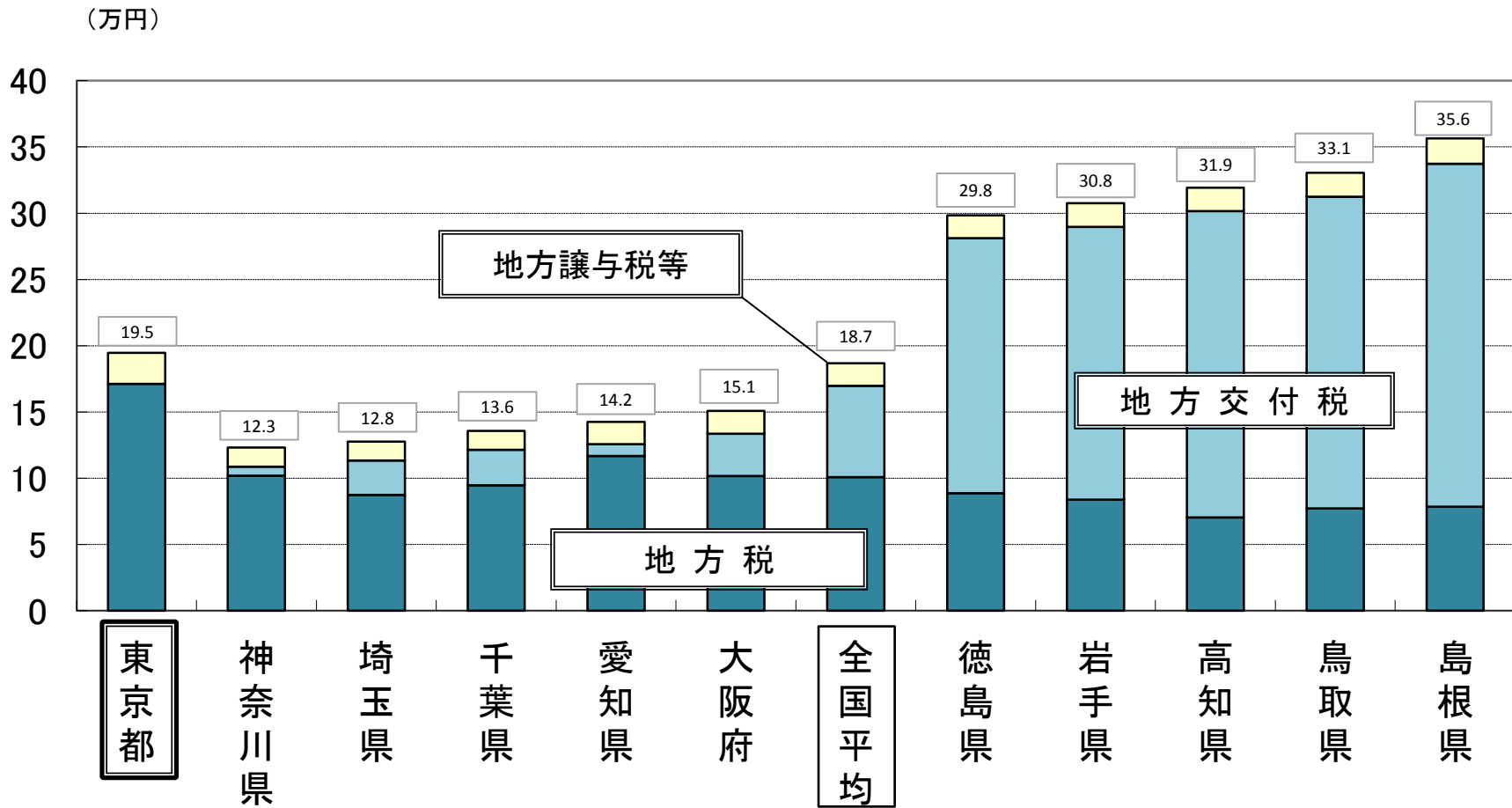
【地方消費税の増収と地方法人税の影響額】 ※27年度当初予算を基礎とした平年度ベースで試算	
8%引上げ段階における都の増収額	1,300 億円(市町村交付金分は除く)
地方法人税導入による都の減収額	$\Delta 1,300$ 億円(特別区財政調整交付金の影響分は除く)
地方消費税引上げによる実質的な影響額	$\Delta 0$ 億円

注1 東京都財務局「平成27年度(2015年度)東京都予算の概要」より抜粋。

2 金額は平成27年度当初予算ベース。

一般財源の人口一人当たり額の状況(平成25年度決算)

資料10



- 注1 総務省「平成27年版(平成25年度決算)地方財政白書」及び「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成26年1月1日現在)」より作成。
- 注2 地方税の額は、超過課税、法定外税を含み、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金として市町村に交付する額を除いたものである。
- 注3 東京都の地方税については、上記交付金のほかに、特別区財政調整交付金及び都が徴収した市町村税相当額を除いたものである。
- 注4 人口1人当たり額は、平成26年1月1日現在の住民基本台帳登録人口で除して得た額である。

基準財政需要額算定における問題点

◆基準財政需要額とは

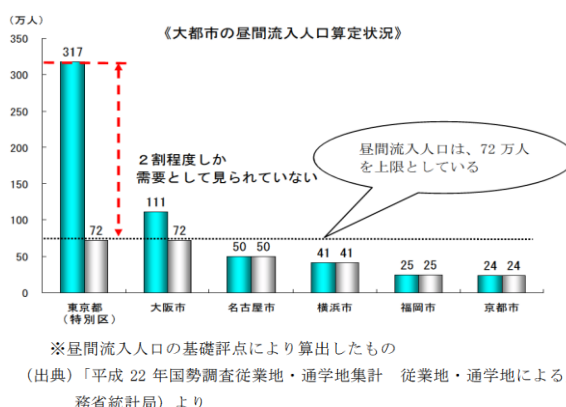
各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、当該団体について地方交付税法第11条の規定により算定した額(地方交付税法第2条第3号)。

その算定は、各行政項目別にそれぞれ設けられた「測定単位」の数値に必要な「補正」を加え、これに測定単位ごとに定められた「単位費用」を乗じた額を合算することによって行われる。

◆算定における問題点

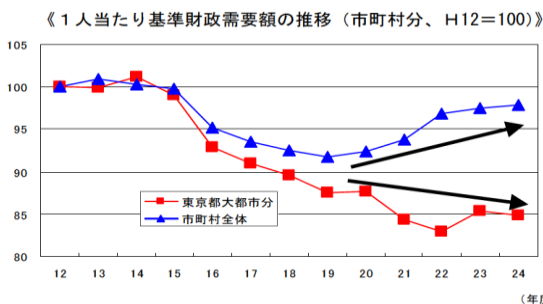
大都市の財政需要が適切に反映されていない

- 東京都では、算定に用いられる昼間流入人口の数値自体に割落しがかげられ、317万人の昼間流入人口が72万人に割り落とされている(下図参照)。
- 昼間流入人口などを割り落とさずに算定した場合、都(大都市分)の基準財政需要額は3,326億円以上の増額となることが見込まれる。
- これだけで、平成25年度の東京都の交付税算定上の財源超過額3,309億円を上回る。



配分技術を重視した補正係数の見直し

- 財政調整機能を強化することを目的として、段階補正や普通態容補正の補正係数の見直しなどが行われている。
- こうした見直しにより、都(大都市分)と市町村全体の基準財政需要額の算定動向には下図のとおり大きな差が生じている。



※基準財政需要額は、臨時財政対策債発行可能額振替前の額

※人口は、国勢調査を基準とした各年10月1日現在の推計人口

注 総務省ホームページ、東京都「『都市と地方の財政力格差是正論』への反論」(平成25年11月)より作成。

法人事業税の分割基準改正経緯

	昭和63年度以前	平成元年度	平成17年度
電 気 供給業	3 / 4 : 発電所の固定 資産の価額 1 / 4 : 固定資産の価 額	同左	同左
ガ ス 供給業 ・ 倉庫業	固定資産の価額	同左	同左
鉄道業 ・ 軌道業	軌道の延長km数	同左	同左
銀行業 ・ 保険業 ・ (証券業)	1 / 2 : 事務所の数 1 / 2 : 従業者の数 *資本金1億円以上の法人 …本社管理部門の従業 者数を 1 / 2	証券業が追加	1 / 2 : 事務所の数 1 / 2 : 従業者の数
運輸・ 通信業 ・ 卸小売業 ・ サービス業等	従業者の数	同左	
製造業	*資本金1億円以上の法人 …本社管理部門の従業 者数を 1 / 2	従業者の数 *資本金1億円以上の法人 ・ 本社管理部門の従業 者数を 1 / 2 ・ 工場の従業者数を 1.5倍	従業者の数 *資本金1億円以上の法人 …工場の従業者数を 1.5倍

平成26年度 東京都税制調査会答申（平成26年11月17日）（p. 29）

(5) 分割基準について

- 分割基準については、税収の偏在是正を目的として、地方自治体間の財政調整がより強く働くように見直すべきとの主張がある。
- しかし、そもそも分割基準は、複数の自治体に事務所又は事業所のある法人について、法人事業税及び法人住民税法人税割の計算上、課税標準額を各団体に分ける基準である。その目的は、従業者数等の客観的指標を用いて、税収を企業の経済活動が行われている地域に正しく帰属させることにある。
- 分割基準は、応益課税の考え方から、行政サービスの受益の程度を適切に反映させるために、課税客体である事業の規模又は活動量を的確に表したものでなければならない。財政調整の手段として分割基準を用いることは、行政サービスの受益と経済活動の対応関係を歪め、基準そのものに対する信頼を失わせてしまう。
- 財政調整は、あくまで地方交付税制度によって行われるべきである。

平成27年度 与党税制改正大綱（平成26年12月30日）

- 大法人向けの法人事業税の外形標準課税の更なる拡大に向けて、平成27年度税制改正の実施状況も踏まえつつ、引き続き検討を行う。その際、分割基準や資本割の課税標準のあり方等について検討する。

地方消費税の概要

項目	内 容		
1. 課税主体	都道府県		
2. 納税義務者	(譲渡割) 課税資産の譲渡等を行った事業者 〔平成27年10月～〕課税資産の譲渡等(特定資産の譲渡等を除く)及び特定課税仕入れを行った事業者 (貨物割) 課税貨物を保税地域(外国貨物を輸入申告前に蔵置する場所)から引き取る者		
3. 課税方式	(譲渡割) 当分の間、国(税務署)に消費税と併せて申告納付(本来都道府県に申告納付) (貨物割) 国(税関)に消費税と併せて申告納付		
4. 課税標準	消費税額		
5. 税 率	現行	63分の17(消費税率換算1.7%)	
	平成29年4月～	78分の22(消費税率換算2.2%)	
6. 税 収	26,496億円(平成25年度決算額)		
7. 使 途 (平成26年4月～)	制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費 その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策)に要する経費(税率引上げ分のみ)		
8. 清 算	国から払い込まれた地方消費税額につき、最終消費地に税収を帰属させるため、消費に関連した基準によって都道府県間で清算		
	指 標	ウェイト	
	「小売年間販売額(商業統計)」と「サービス業対個人事業収入額(経済センサス活動調査)」の合算額		75%
	「人口(国勢調査)」		15%
「従業者数(経済センサス基礎調査)」		10%	
9. 交 付 金	税収(清算後)の2分の1を市町村に交付		
交付基準	人口(国勢調査)と従業者数(経済センサス基礎調査)1:1で按分 (平成26年4月以降、税率引上げ分については、人口のみで按分)		
10. 沿 革	平成9年4月 創設、平成24年8月 改正法公布(施行は平成26年4月、平成29年4月)、 平成26年4月 税率100分の25(消費税率換算1%)から63分の17(消費税率換算1.7%)に引上げ		

注 総務省ホームページより抜粋。

平成26年度 東京都税制調査会答申(平成26年11月17日)(p.19)

(5) 地方消費税の清算基準

- 地方消費税は、税収を最終消費地に帰属させるため、消費に関連した基準により都道府県間で清算する仕組みになっている。具体的には、税収の8分の6については商業統計の「小売年間販売額」等の統計指標が、残りの8分の2については人口及び従業者数が基準として用いられている。
- 現行の基準は、小売年間販売額やサービス業対個人事業収入額といった供給サイドの統計指標が採用されていることから、「最終消費地と税の帰属地の不一致」という問題が生じているとする議論がある。また、一体改革関連法に基づき社会保障財源を確保する目的から消費税率(国・地方)が引き上げられる経緯や、最終消費は住所地で行われているという理由から、消費代替指標として「人口」によりウエイトを置くべきという主張もある。
- しかし、我が国は昼間の人口移動が激しく、就業地等においても消費が行われていることなどを踏まえると、人口だけでなく、従業者数を指標に用いることには合理性がある。
- 清算基準は、あくまでも税収を最終消費地に帰属させるための指標であり、都道府県間の財政調整のために用いるべきではない。
- 地方消費税の清算基準のあり方については、目的に沿ったよりの確な基準、消費という課税ベースに応じた基準という観点から十分議論していくことが不可欠である。

平成27年度税制改正の大綱(平成27年1月14日閣議決定)

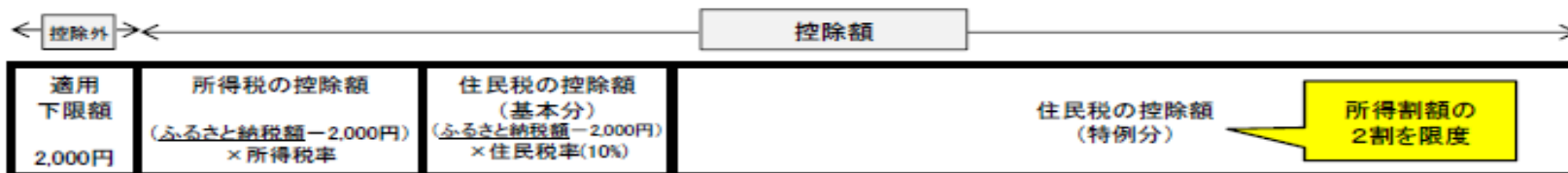
- 地方消費税の清算基準について、次の見直しを行う。
消費に相当する額の25%のウェイトを占める人口及び従業者数について、その割合を1 : 1から3 : 2に変更する。
(注) 上記の改正は、平成27年4月1日以後に行われる地方消費税の清算について適用する。

ふるさと納税制度の概要

資料16

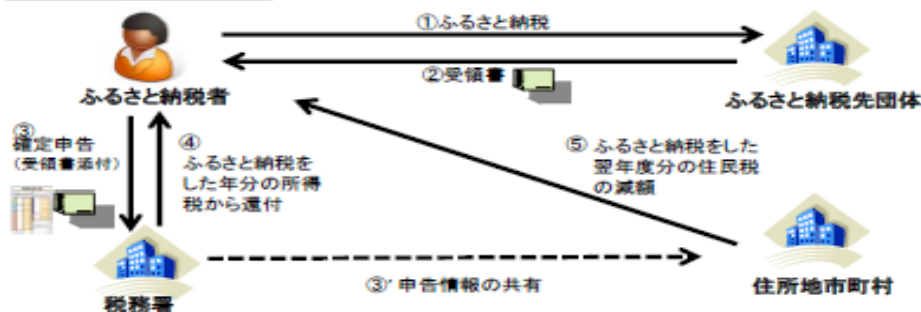
制度の概要

- 都道府県・市区町村に対してふるさと納税(寄附)をすると、ふるさと納税(寄附)額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される。
(例：年収700万円の給与所得者(夫婦子なし)が、30,000円のふるさと納税をすると、2,000円を除く28,000円が控除される。)



- 控除を受けるためには、ふるさと納税をした翌年に、確定申告を行うことが必要(原則)。確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる手続の特例(ふるさと納税ワンストップ特例制度)を創設。
(平成27年4月1日以後に行われるふるさと納税について適用)
- 自分の生まれ故郷や応援したい地方団体など、どの地方団体に対する寄附でも対象となる。

手続(原則)



※ 確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる手続の特例(ふるさと納税ワンストップ特例制度)を創設(平成27年4月1日以後に行われる寄附について適用)

導入以降の実績

	人数	寄附金額	税額控除額
平成21年度 (ふるさと納税導入)	3万人	73億円	19億円
平成22年度	3万人	66億円	18億円
平成23年度	3万人	67億円	20億円
平成24年度	74万人	649億円	210億円
平成25年度	11万人	130億円	45億円
平成26年度	13万人	142億円	61億円
合計	108万人	1,126億円	373億円

注 総務省ホームページより抜粋。

企業版ふるさと納税について

資料17

●菅官房長官の発言等(平成27年6月29日 日本経済新聞朝刊より)

菅義偉官房長官は28日、秋田市内で講演し「企業版のふるさと納税があってもいいのではないか。法人住民税を工夫する」と述べた。個人が故郷などの地方自治体に寄付すると、所得税や住んでいる自治体に払う個人住民税などが減る現行のふるさと納税制度を応用する。菅長官は法人住民税などへの導入に向け、財務省や総務省に検討を指示したことを明らかにした。

今年末に決める2016年度税制改正大綱に盛り込み、同年度からの実現をめざす。

ふるさと納税は菅長官が総務相時代に主導。08年度に始まった。

菅長官は講演で「ふるさと納税は地域の活性化につながる」と強調。企業版のふるさと納税の導入に関して「官民挙げて連携し、町づくりを応援する。自治体に民間資金を投入する」と意義を訴えた。今後、関係省庁が制度設計の検討を進める。

●舛添都知事の反応(平成27年6月30日 定例記者会見内)

【記者質問】

政府の方で、ふるさと納税について、法人税についても検討してみようというような考えが出てきていますがけれども、東京都の場合は、地方法人税の占める比率が高いわけで、この問題はですね、直接、東京都の税収にも、規模は分かりませんが響いてくる可能性があります。その点については、どのようにお考えですか。

【知事】

それ、もうご指摘のとおりでありまして、個人納税の場合も、今、ほら、もらう方の側の自治体から、お土産というか、お礼の競争やったりして、いろいろな問題が起こっていますね。だから、基本的には、サービスを受けているところに、行政から受けるサービスの対価として税を払うということが基本ですから、これ、あんまりやり過ぎると問題になると思います。

だから、地方を活性化させるために、ふるさと納税というのを入れて、個人のレベルだと規模が知れていますけれども、でも、小さな自治体だと、ふるさと納税が全体の収入より多く、ほかの交付税とか、税収のほかの部分より多くなるようなことも起こっているの、やはりいき過ぎてはいけないと思っています。

特に東京の場合は、それ、やられてしまったら、大変、税収不足というのを生じますし。個人だったら、自分が生まれた生まれ故郷は北海道であるとか沖縄であるとか、意味づけは分かるのです。だけれど、法人というのは、生まれ故郷というのはどこなのですかというのは、それは定款で定めた所在地になる訳で、その社長とか会長の生まれ故郷に勝手にやっついていいような話ではないと思うので、制度的には非常に難しいし、私は、法人に、これやるのは反対ですね。

注 日本経済新聞ホームページ、東京都ホームページより作成。

三位一体の改革時

三位一体の改革に関する提言 平成15年11月

- 税源移譲に当たっては、所得税及び消費税から、個人住民税及び地方消費税への税源移譲による抜本的な税源配分を基本とすべき
- 税源移譲が行われても、団体間における税源の偏在による財政力格差の拡大が大きな課題となるが、まずは偏在性の少ない地方税体系を築くことが必要
- それによってもなお、財政力格差の拡大が想定される場合には財源保障機能と財源調整機能を一体として果たす地方交付税制度の見直しにより適切な対応を図るべき

地方税源の充実強化と税源偏在の是正について ~緊急提言~ 平成19年11月 (地方税制小委員会)

- 地方税源の充実強化は、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築していく方向で考えるべき
- 地方税体系の見直しのみでは、地方団体間の財政力格差を解消することは困難であることから、偏在性の少ない地方税体系の構築とあわせて、地方交付税の総額を復元し、財源調整機能と財源保障機能を十分に発揮できるようにすることが不可欠
- 偏在性が大きく税収の変動が大きい法人二税と消費税の交換により、地方消費税を拡充することを基本として検討すべき

与党税制改正大綱の決定を受けて 平成19年12月

- 地方法人二税の税収偏在是正は、地方の深刻な財政的窮乏対策、大都市と地方の共栄に向けての重要な措置と考える
- 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築していくとの方向性ととも、地方消費税を充実していくこと等が明記されたことは高く評価したい
- 法人事業税の一部を国税化する方式が採られることとなり、地方税を充実するという地方分権の基本方向からみて問題であり残念
- 地方法人特別税は、実質は地方税であり、税制の抜本的改革の際は、速やかに地方税として元に復すべきもの
- 地域間の財政力格差を拡大させた最大の原因は、地方交付税の大幅削減。本来の財源保障・財源調整の機能の回復を図るべく、地方交付税の復元・増額を行うよう強く求める

国税化による偏在是正を許容するようになった

地方税財源の確保・充実等に関する提言 平成25年7月

- 地方法人課税のあり方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずるべき
- 地域間の偏在性が小さく安定性の高い地方税体系の確立に対応して、地方法人特別税の廃止等を基本として検討すべき
- 地方消費税の引上げにより、財政力格差が拡大するため、税源の偏在是正が必要不可欠

与党税制改正大綱の決定を受けて 平成25年12月

- 地方法人特別税・譲与税の一部を法人事業税に復元し、地方消費税率10%段階で廃止するとともに、他の偏在是正措置の検討を行うこと、法人住民税法人税割の一部を地方交付税原資化したことは、地方税源の偏在是正の方策を講ずるべきとの方向性に沿ったもので、一定の評価をしたい

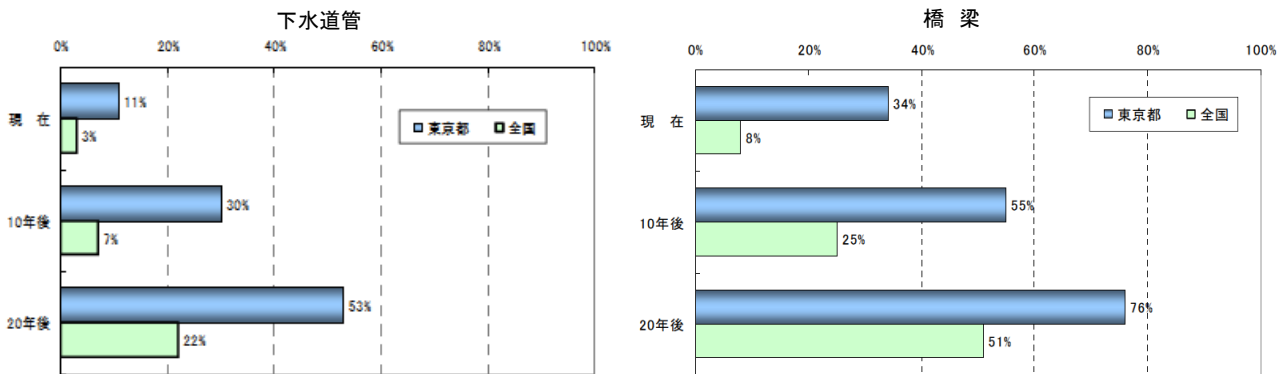
暫定措置導入時

平成26年度税制改正時

◇都市基盤整備

- 日本の弱みとされる自然災害のリスクに対しても、万全の備えを講じ、首都機能を維持していく取組が必要
- 老朽化したライフラインや都市施設の維持・更新を進めて、都市の防災力を向上し、安全な都市を実現していく取組が必要

《建設後50年を経過する社会資本ストックの割合》

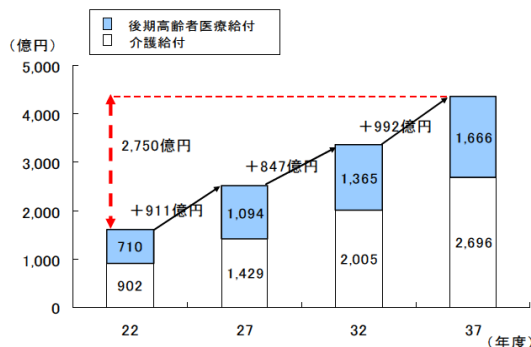


※東京都の基準年(度)は下水道管は平成24年、橋梁は平成20年
 ※全国の基準年(度)は平成21年度

◇社会保障

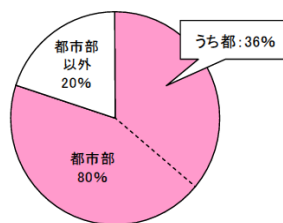
- 急速に進む少子高齢化などに伴い、社会保障等に係る財政負担の増大が予想される
- 地方圏と比較し、施設整備に必要な用地取得コストが過大

《介護保険・後期高齢者医療制度に係る東京都負担の将来推計》



※介護給付は「社会保障に係る給付費等の将来推計(平成24年3月)」(厚生労働省)に基づき試算
 ※後期高齢者医療給付は「医療費等の将来見通し及び財政影響試算(平成22年10月)」(厚生労働省)に基づき試算
 ※平成22年度は予算額

《待機児童数(平成25年4月1日現在)》



※都市部は、首都圏(埼玉・千葉・東京・神奈川)、近畿圏(京都・大阪・兵庫)の7都府県(政令指定都市及び中核市含む)及びその他の政令指定都市・中核市

(出典)「保育所関連状況取りまとめ(平成25年4月1日)」(厚生労働省)より

1	東京都	8,117人
2	沖縄県	1,777人
3	千葉県	964人
4	神奈川県	858人
5	福岡市	695人

《用地取得価格の比較》

	平均価格 (円/㎡)	平均指数
東京都	308,100	100
三大都市圏	110,403	35.8
地方圏	30,828	10.0

(出典)「平成24年都道府県地価調査」(国土交通省)より

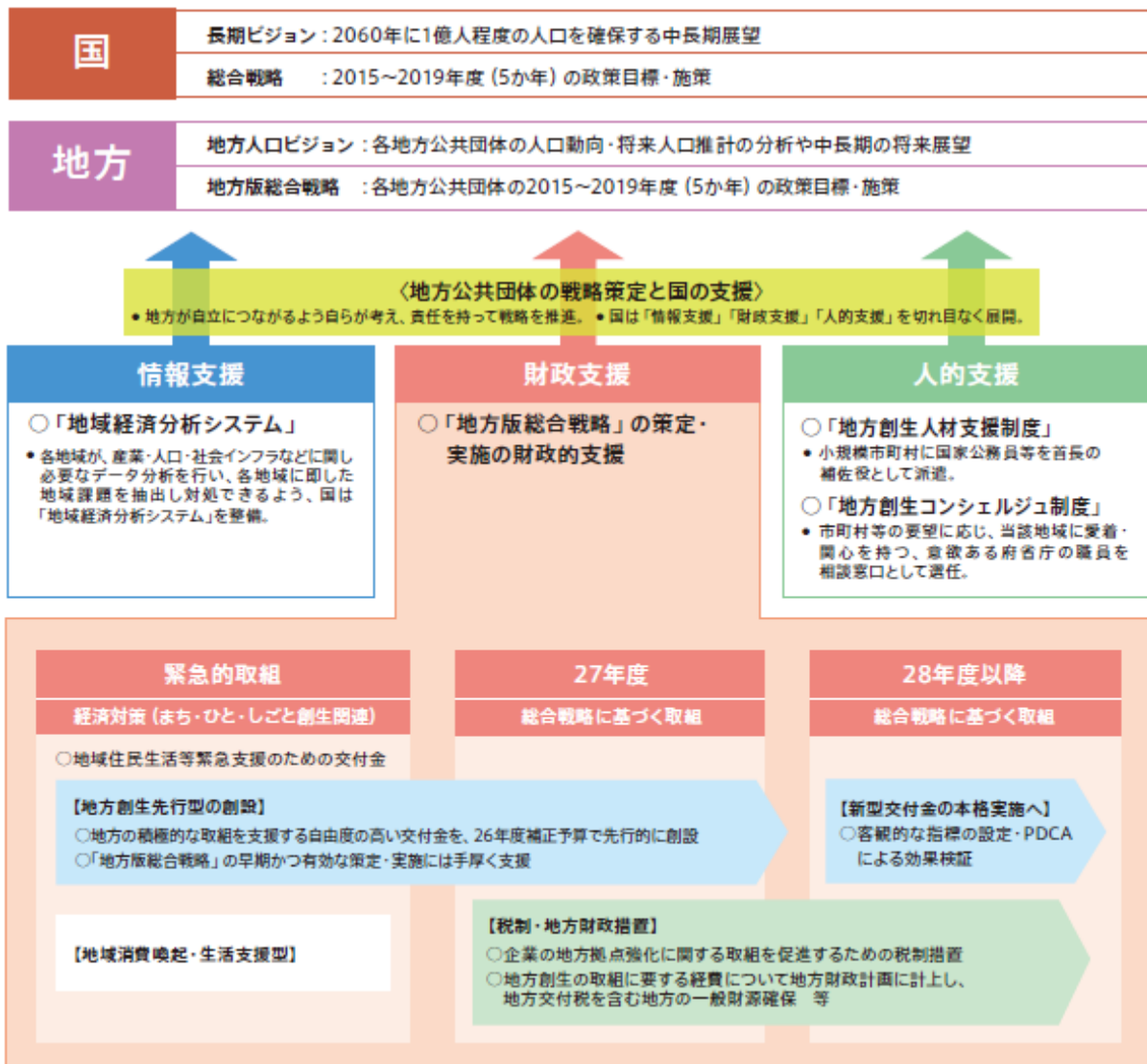
注 東京都『「都市と地方の財政力格差是正論」への反論』(平成25年11月)より作成。

まち・ひと・しごと創生の概要

○まち・ひと・しごと創生が目指すもの

- 2008年に始まった人口減少は、今後加速度的に進む。
- 人口減少による消費・経済力の低下は、日本の経済社会に対して大きな重荷となる。
- 国民の希望を実現し、人口減少に歯止めをかけ、2060年に1億人程度の人口を確保する。
- まち・ひと・しごと創生は、人口減少克服と地方創生をあわせて行うことにより、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目指す。

○地方への多様な支援と「切れ目」のない施策の展開



長期ビジョン

人口問題に対する基本認識

「人口減少時代」の到来

今後の基本的視点

- 3つの基本的視点 ①「東京一極集中」の是正 ②若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現 ③地域の特性に即した地域課題の解決
- 国民の希望の実現に全力を注ぐことが重要

目指すべき将来の方向

将来にわたって「活力ある日本社会」を維持する

- 若い世代の希望が実現すると、出生率は1.8程度に向上する。
- 人口減少に歯止めがかかると、2060年に1億人程度の人口が確保される。
- 人口構造が「若返る時期」を迎える。
- 「人口の安定化」とともに「生産性の向上」が図られると、2050年代に実質GDP成長率は、1.5～2%程度に維持される。

地方創生がもたらす日本社会の姿

◎地方創生が目指す方向

- 自らの地域資源を活用した、多様な地域社会の形成を目指す。
- 外部との積極的なつながりにより、新たな視点から活性化を図る。
- 地方創生が実現すれば、地方が先行して若返る。
- 東京圏は、世界に開かれた「国際都市」への発展を目指す。

地方創生は、日本の創生であり、地方と東京圏がそれぞれの強みを活かし、日本全体を引っ張っていく

総合戦略

基本的な考え方

- ①人口減少と地域経済縮小の克服
- ②まち・ひと・しごと創生と好循環の確立

「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻す。

政策の企画・実行に当たっての基本方針

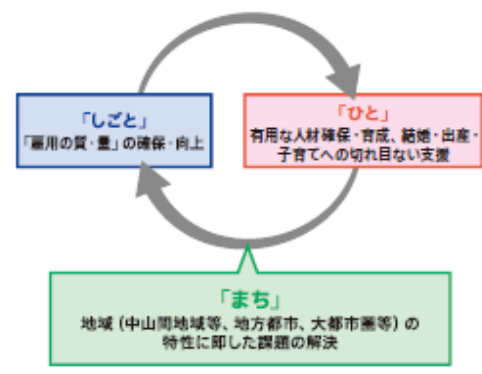
①政策5原則

従来の施策（縦割り、全国一律、バラマキ、表面的、短期的）の検証を踏まえ、政策5原則（自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視）に基づき施策展開。

②国と地方の取組体制とPDCAの整備

国と地方公共団体ともに、5か年の戦略を策定・実行する体制を整え、アウトカム指標を原則としたKPIで検証・改善する仕組みを確立。

「しごと」と「ひと」の好循環、
それを支える「まち」の活性化



今後の施策の方向

- 基本目標① 地方における安定した雇用を創出する
- 基本目標② 地方への新しいひとの流れをつくる

- 基本目標③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 基本目標④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

国家戦略特区・社会保障制度・税制・地方財政等

注 『まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」総合戦略』パンフレット（内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局）より作成。